

# 町田法人会報

MACHIDA

<http://www.hojinkai-machida.or.jp>

87

2006.2

鶴ヶ森

百軒橋

鉄道

墓

墓

墓

墓

墓

墓

橋

橋

境川

青柳寺

境橋

寺

大正十五年(一九二六)頃  
原町田境橋附近の  
俯瞰図  
園氏字  
2005



shadan hojin  
MACHIDA HOJINKAI



役員合同  
セミナー

September  
6, 2006

# ととんとん話し合いました いまの法人会・これからの法人会

去る9月6日、箱根湯本ホテルに於いて、法人会役員を対象とした役員合同セミナーを開催しました。例年このセミナーは、外部講師をお招きした講演会や地区会・委員会活動の事例発表をしてきました。しかし今年度は趣向を凝らし、参加者を10名程度のグループに分けその中で法人会のことを自由に語り合ってもらいました。

各テーブルの分け方はくじ引きで行い、地区会などが偏らないよう、普段交流の少ない者同士が顔を合わせることにになりました。どのテーブルでもまず名刺交換と自己紹介から始まり、新しい出会いが生まれました。話し合いの中では、会員増強活動の苦労話や参考となる具体例などが話されていました。新しい出会いの場が持たれ、参加者相互の親しみが増したことは高い効果を生むと思います。「これが法人会に参加することのメリットだよ」懇談のなかで沢山の方から感想がありました。



## D デイスクッションの発表

● 話題は、地区会の運営の仕方について集中しました。勸奨の仕方、バス研修会の在り方など。バス研修会では、事務局任せになりがちでなかなか人が集まらない。地区会の特性に合った企画や、誘い掛ける行動が必要でした。

● 社会貢献活動の〈道路清掃〉では、毎月2回の掃除となっているが、草



刈が必要な時期は回数を増やしたら良いと思う。毎年同じ時期なのでずらして欲しい。

福祉バザーと道路清掃では特定の役員に負担がかかっているのではないかと。負担は広く浅く分けるのが望ましい。

組織の大きさが違うところで、会員増強の目標が同じ（10社）というのはどうだろうか。地区会の特性を活かした目標設定をして欲しい。

●法人会のメリットとは何だ↓参加してはじめて分かる。人の話を聞いてみる、次に自分の考えをまとめることが大切だ。

●会員数の維持について、退会していく会員を減らす工夫が必要。そのため法人会に入っていることのメリットを理解してもらおう。地区の研



修会に参加してもらえれば、法人会のメリットは理解されると思うので、お誘いの声掛けをしてきっかけをつくるのが大切ではないか。会費の集金では、事業（イベント）のチラシを持って回る。

会員勧奨の手段として、法人化を考えている個人事業者を支援する事業を企画してはどうだろうか。

●法人会という名前が暗い・難しいという意見があった。呼称を変えられないか。会員構成を若返りできないか。

町田法人会報第37号 ● 目次

役員合同セミナー	2
税を考える週間事業	5
公開講演会・法人会員功績表彰・納税表彰式	
地区会のイベント	7
俳句の集い	10
部会便り	11
委員会の活動報告	14
平成18年度税制改正要望大会 他	
新会社法のあらまし	20
平成18年度税制改正・政府の基本方針決まる!	22
町田税務署からのお知らせ	24
申告書の提出は『ぼっぼ町田』で	
編集後記	25

表紙の言葉

境橋付近（原町田）俯瞰図

三橋 國民

解説

原町田商店街中央通りにあった生家の井戸、深さ14mの底（古代河原の砂利層）から、化石に近い流木が出てきたことがあった。太古は境川が大河であったのだろうか。

この境川俯瞰図は、ほぼ80年前の私の記憶に基づいている。上方に架かる百姓橋は、千寿閣へ行く現在のもので、手すりもなく、幅1.5mの木製だった。出水の度に流されていた。小田急線は未だ走っていない。



役員合同  
セミナー  
September  
6, 2006  
**ととん** 話し合いました  
いまの法人会・これからの法人会

● 今回の仕掛けは會員相互の親睦を図る意味で非常に有意義だった。会費を集金するときの課題やメリットとは何かを語り合えた。  
社会貢献活動に熱心だが、アピールしているのか。

● 組織のあり方が曲がり角にきているのではないか、毎年退会していく会員の方が多い。

町田の場合、ほとんどの会社らしい会社は入っているのではないか？

参加しないとメリットは解らないというが、受け入れられる器（事業規模）が小さい。参加できない会員に対し、何もしなくて良いのか疑問を感じる。参加しにくい会員にも何か選択肢が提供できれば、会員数の減少にも歯止めが効くと思う。

例えば、地区会活動をさらに細分

化し、地域のニーズを探す。地に足が着いた活動をしてみる。

● 全会員を対象としたバス研修があっても良いと思う。

今までは人間関係で会員勧奨ができていた。最近の会社は何をやっ



各地区会から推薦された役員の方へ委嘱状が渡されました。



いるのか分からない。時代に対応する必要がある。

〈研修委員長・杉浦副会長の総括〉

初めての試みだったので不安はありました。しかし大変良い意見やサジェスチョンを頂くことができました。平素皆さんが法人会に関心を持っていることの現われだと思えます。

得るものが多い研修会でした。

# 税を考える週間協賛 公開講演会

## 森永卓郎の「年収300万円時代を楽しく生きよう」



税を考える週間

の協賛事業として、恒例になった

公開講演会『年収300万円時代を楽しく生きよう』が11

月7日、ザ・エル

シティ町田で開催されました。講師の

森永卓郎氏は現在、ニッポン放送

のパーソナリティーやタケシのテレビタックルなどでおなじみであり、多くの著書がベストセラーになっている気鋭の経済アナリストです。

登壇するや否やテレビ番組の裏話で笑わせて、いきなり170名余の聴衆の心を惹きつけ、硬軟織り交ぜた軽妙で精緻な語り口は90分がとても短く感じられるような充実した展開で

した。デフレ・財政再建・年金制

度改革法案などについて数値やグラフを駆使して分かりやすく解説

されたり、一方で番組収録の裏話や超リッチな人々との交友談を面白おかしく聴かせて頂きました。

イタリア人のように、カンターレ、マ

ンジャーレ、アモーレを合言葉に、辛い、

苦しいと言わずにワクワクドキドキする

感性を持つて生きましょうという提案で

講演の幕を閉じました。

講演に先立って法

人会員功績表彰式が行われました。各地

区会・部会から推薦された15名の方々へ八木会長から表彰状と記念品が手渡されました。

受賞された方々は、いずれも法人

会の地区活動や部会活動に積極的に取り組んでいただいた方々です。

### 平成17年度法人会員功績表彰(敬称略)

地区会名等	氏名	法人名
森野	平田 哲弘	(有)平田薬品
中町	筒井 法子	(有)ツツイ
旭町	森 幸昭	(有)森量店
金森・高ヶ坂	五十嵐英治	(有)伊勢芳商店
成瀬第一	澤井 義晴	(株)澤井
鶴間	生田 昌利	(有)丸昌商店
鶴川第一	鈴木 泰利	(有)鈴木商店
鶴川第二	遠藤 道雄	(株)ゼンコーポレーション
鶴川第三	山田 和正	(株)山田造園
忠生・山崎	尾作 英明	(有)尾作木材
忠生西	小池 儀一	(有)小池輪業
木曾	野口 喜昭	(有)五月建築設計事務所
相原	横溝 英一	(株)宝英地所
青年部会	青戸 紀夫	(有)青戸商店
女性部会	山口 栄子	(株)三徳

平成17年度納税表彰式で当会役員9名が受賞



平成17年度納税表彰で受賞者の皆さんと八木会長。

[税務署長表彰]

東條 実 殿 株式会社 マツヤマ

[税務署長感謝状]

成瀬 一昭 殿 有限会社 成瀬建設  
 細野 敏雄 殿 有限会社 和多屋  
 松浦 正行 殿 株式会社 丸工務店

[青色申告制度施行55周年記念税務署長感謝状]

三橋 信介 殿 株式会社 宝永堂  
 池田 博 殿 有限会社 池田工務店  
 志水 英宜 殿 株式会社 イヅミ建築設計事務所  
 村松 稠敏 殿 有限会社 煎茶屋  
 露木 實 殿 有限会社 露木商店

[税務功労者都税事務所長感謝状]

林 昭平 殿 有限会社 林商店



税を考える週間の11月16日、ザ・エルシー町田において平成17年度町田税務署長納税表彰式が挙行されました。今年は青色申告制度施行55周年記念感謝状の贈呈もあり、当会から9名の方々が受賞されました。また11月29日には、八王子労政会館で八王子都税事務所の平成17年度

税務功労者都税事務所長感謝状贈呈式が執り行なわれ、当会から林監事が受賞されました。表彰の栄に浴された方々はいずれも永年にわたり、町田法人会の役員として、納税道義の高揚、税知識の普及に寄与された方々です。



# 地区会の イベント

問一問回答と解説を聞く度に感想や質問が活発に出て話題が広がり、なごやかな雰囲気  
の研修会になりました。

第二部の会員増強決  
起大会は、久保田地区  
会長の力強い挨拶で始  
まり、千葉顧問の決意  
表明でまとまりました。

(山下 守雄)

## 小川・つくし野地区会 「税務研修と 会員増強決起大会」

9月20日6時よりつくし野研修所  
にて、東塾統括官、森田上席審理担  
当官をお迎えしてクイズ形式の研修  
会を開催しました。

税金クイズは大変難しく、10問中  
6問正解した人が最高点でした。一

## 「ご存知ですか？ 税金のあれこれ」をテーマに 各地区会でも開催

### ●金森・高ヶ坂地区

9月14日 岡田屋会議室

### ●本町田地区会

10月21日 本町田集会場

### ●森野地区会

10月24日 法人会事務局

### ●相原地区会

11月24日 相原まちづくり相談所

## 「個人情報保護法について 3地区で研修会を開催」

原町田第一地区会、中町地区会、  
忠生・山崎地区会では、『企業を脅  
かす個人情報漏洩問題』をテーマに  
研修会を開催しました。

個人情報とは何なのか？情報漏洩  
のリスク、個人情報保護法の仕組み  
や、漏洩の原因と対応など約一時間  
にわたり丁寧に説明していただきま  
した。

講師はA I U保険会社から派遣し  
ていただきました。



本町田地区会(上)と中町地区会(下)の研修会の様子。

## 木曾地区会

### 「生活習慣(成人)病について健康講座」

9月27日忠生木曾会館で、木曾診療所院長高橋先生に「生活習慣病について」お話をさせていただきました。当日は一般の方も含め46名の方が来場し、会場に入りきれない程でした。

## 学園・大谷地区会

### 「松茸料理とぶどう狩り」

10月16日、この地区会には誰か雨男がいるのではないかとの噂のとおり今年も雨。でも松茸料理に惹かれた40名の参加者は一人も欠ける事無く元気に甲府方面へ向けて出発しました。

最初の目的地豊富村へ着く頃には朝の雨も上がったのですが、残念ながら畑がぬかるんでいたため茄子の収穫体験はできませんでした。その代わりに一人5〜6個の茄子を頂き

ました。お待ち兼ねの松茸御膳の昼食は大満足で、更に一人1本の松茸をお土産にいただき皆さん大喜びでした。午後はワイン工場見学でワインの試飲をし、その後のぶどう狩り



学園・大谷地区会の皆さん。

ではぶどうを沢山食べまたまたお土産付。最後はハーブの咲き乱れる庭園をのんびりと散策しました。

食べて飲んで沢山のお土産を頂き、至れり尽くせりの研修会に感謝いたします。

## 原町田第一・第二地区合同 「浅草散策と 東京国立博物館北斎展」

秋晴れの11月2日、原町田地区合同のバス研修会が34名の参加者で行われました。隅田川ラインクルーズは、いつもは高速道路からしか見ない景色とは違い、なかなか趣のあるものでした。コーヒーブレイクの間に浅草に着いてしまい名残惜しくも下船し、浅草寺のお参り、仲見世散策へと……浅草寺ではたくさんのお願いを、仲見世ではたくさんのお土産を買ってしまいました(いつものことですが……)。

昼食は「ふぐのフルコース！」で

# 地区会の イベント

原町田地区会の皆さん。



参加者全員お腹一杯になって大満足。食後は「北斎展」を見学しました。北斎の画業全500点を一挙に観ることができるのは100年に一度のチャンスとのこと。多種・多様の画才には驚くばかりです。90歳まで飽くなき情熱、枯れることなき探究心や創作意欲を持ち続けた北斎に、長寿時代の我々にとって心に響くものがありました。

食と文化を堪能し、お天気にも恵まれ幸せな一日でした。いつも幹事さんの企画には感謝しています。車中では顔なじみの方々と親睦もとれて法人会ってなんて素晴らしいのでしよう。

(江成 勝敏)

## 忠生・山崎地区会 「秩父SLと 長瀬ライン下り」

澄み切った秋晴れの11月19日、午前7時に忠生公園前を出発し、圏央道に乗る前の渋滞の間に税金クイズをしました。

予定より一時間近く早く熊谷駅に到着。21世紀を走る唯一のC58型の蒸気機関車とあつて沢山の乗客がいました。

汽車は汽笛と共に出発。石炭の匂いと窓から見える田舎の景色はとてものどかなものでした。長瀬で降り、器が全て竹でできている竹膳料理の

これからライン下り。わくわくドキドキ。



昼食、そしてライン下り。秋の空に紅葉が映え、岩畳や溪谷の造形をのんびりと船から見ていると何とも言えない穏やかな気持ちになりました。

夕暮れも近づいて来た頃、鬼石町にある城峰公園で冬桜見学。ピンクの小さな花と紅葉を一度に見ることができました。SL、舟、紅葉、桜と一日で沢山の感動に出会い、素晴らしい研修会でした。

# 短歌と俳句の集い

## 部の俳句

(株)宝永堂 三橋 國民

東松山市「ホテルと鎮魂」個展にて

ホテル群れ 斃れし兵か 影沈む

敗戦六十年目の師走に

忘れじの 戦野遠のき つつ暮るる

(株)アローエンタープライズ 矢沢 武

鹿威し 背にし朝茶を 賜わりぬ

産土の 静思の森に 猛る鴉

(有)理容ひかる 眺 ハツエ

古都に観る しづく残れる 夕紅葉

秋祭 嬉々として子等 山車を引く

神威興業(有) 神威 玉江

秋茄子の 色艶変わらず 勝手口

紅白の セージの花や 小指触る

(有)うちだ 内田 正子

少年の 咽尖り出す そぞろ寒

秋の海 押し黙りある 忘れ貝

富士交通(有) 吉川 良子

さざ波が 秋陽わけあふ 薬師池

悠々と きふ見し秋 きよの秋

(株)千石屋 高橋 初枝

褒められて 又茸飯 炊き過ぎる

老い母が 黄金の稲穂に 膝まずつく

(有)シマノ 島野 好子

木洩れ日の 古道に耽ける 秋の風

薬師辺の 風がいたはる 破れ蓮

(有)すずかけ商事 友井 好

青紫蘇の 香りの青き 夕 蕎麦

萩の風 揺れる山道 夕日落つ

(有)高梨肉店 高梨 ナラ

夫の背が 小さく見える 余後の秋

しとしとと 秋雨煙り 客送る

(株)フサミホーリング 中村 トセ子

水澄めり 流れに惑ひ しばし空

病む友に 届けたきもの 虫の声

白井産業(株) 白井 照子

亡き友の 彼岸の墓参 秋の水

長く伸び 涼をとりつつ 猫あくび

(有)細野興産 細野 佐知子

新涼や 橋渡り来て 浮御堂

法要に 集ふや野辺に 曼珠紗華

大同生命保険(株) 永野 早苗

満月を カメラにおさめ 連れ帰る

(株)マツヤマ 東條 節子

闘病気 亡夫蘇がえる 秋彼岸

虫の音に つかまどろむ 風呂あがり

モリマチスポーツ(株) 森町 喜代子

何時のまに 出向いて夏の 歩道筋

降るような 花火に酔ひて 隅田川

(株)堤組 堤 敏子

台風の それゆく安堵 夕仕度

杜鵑草 揺らす看取りの 車椅子

## 短歌の部

(有)協同電気 畔柳 富美子

ぬれた土に 裸足でぬかずく 少年の

祈る姿を 今も忘れず

遅れじと 山頂めざして たどり着き

すでに陽は落ち 静寂もれる

短歌・俳句をお寄せください。ご寄稿には、事務局宛てご一報ください。次回の発行は4月の予定です。

# 部会 便り

## 女性部会・見学研修会 『シェイクスピア美術館と 海野宿散策』

11月18日、Aグループ担当による盛り沢山な見学研修会が開催されました。

バスは、7時30分、澄み渡った寒青空の町田を37名の参加者を乗せて出発。八王子からあきる野そして関越道へ。車中ではビデオや斬新なイラスト入り税金クイズで脳を小改造しました。窓外では山々の彩の変化や木々の紅葉も静かに冬の準備を進めている気配を感じ



江戸時代ヘタイムワープ、海野宿にて。

だわりを重視している昔からの意気込みを感じました。

昼食はメアリーローズ英国庭園での美味しい食事に感激、時間を忘れて舌鼓。バラの季節にもう一度訪れたい場所でした。午後最初のシェイクスピア美術館では熱弁の山中館長に圧倒されるも、古典版画の想像絵画、最高の芸術に見惚れました。次はりんど狩り。少しでも大きく蜜の入っていいようなものをと欲張って探し、りんど狩りを楽しみました。

最後に秋夕焼が格子戸に映える海野宿へ「夕過ぎの白の餅の寒さかな」一茶の句の寒さに出会えませんでした。が、今を残しながら昔を蘇らせている格子戸の街、楽住快居ではないと思いますがいままででも大事に残してもらいたいものです。名残惜しく時間オーバーにて帰路へ。帰りのバスの中では、ビンゴのハプニングで時間経過を忘れるほどに楽しみ無事町田へ帰着できました。

(吉川 良子)

# 部会 便り

## 女性部会●税務研修会 『和氣署長講話と 意見交換会』



女性向けにやさしく語る和氣署長。

9月13日、町田税務署幹部との懇談会及び税務研修会を開催しました。和氣署長、佐藤副署長、成田統括官、森田上席審理官と三橋女性部会担当副会長を交え昼食をしながら和氣藹々とした雰囲気でお互いに自己紹介や相続税の質問等で和やかな懇談となりました。

第2部では、和氣署長から「国税の職場における次世代育成支援策について」という題で、若手職員の指導・育成策や少子高齢化に歯止めをかける支援策などについて約1時間お話を伺いました。

(坂田 弘子)

## 源泉部会●見学研修会 『青梅・奥多摩紅葉めぐり』

11月29日、紅葉には

少し遅いのではないかと心配しながら恒例の町田間税会との合同バス研修会が開催されました。

朝は少し冷え込んでいましたが、お天気に恵まれ31名を乗せたバスは出発しました。源泉部会と間税会ということもあって少し難しい税金クイズに挑戦しました。



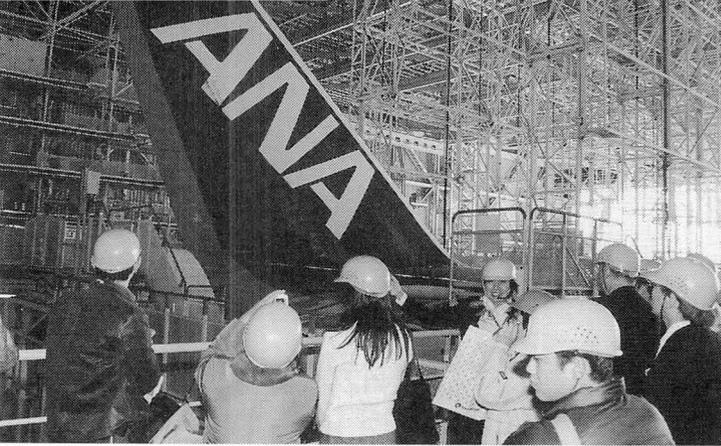
武蔵五日市駅から奥多摩湖まではずっと山道。バスは狭い道路をゆっくりと登っていきました。窓の向こうに奥多摩湖が見えてきて、山々の紅葉と湖に舞い落ちていく枯葉が何とも風情をかもし出し、とても東京都だとは思えない景色で車内では感激の声が飛び交っていました。

小河内ダムと澤乃井酒造の見学を

した後、豆腐やゆばがご自慢のままごと屋で昼食。もみじが真赤に色づいている景色を肴に酒蔵直出しの搾りたて特選銘酒を飲みながら頂くお料理は絶品でした。

各々買物も済ませ次の玉堂美術館へ向かいました。美術館の前にある銀杏の木が黄金色に色づき、庭園から見える景色は今が最高と言わんばかりで、誰もが交代で記念写真を撮っていました。そろそろ陽も落ちそうな頃、昭和レトロ商品博物館と赤塚不二夫会館を見学。懐かしさに浸りながら青梅を後にしました。

山の奥の舞い散る落ち葉、真赤なもみじ、金色に輝く銀杏など最高度、お食事也大変良く大満足の一日でした。是非来年も良い企画をお願いいたします。



垂直尾翼はビル4階分の高さ。

## 青年部会●見学研修会

### 『羽田・全日空 機体工場をみる』

11月9日、羽田空港にあるANA

A機体工場を視察する見学研修会を実施しました。

広大な空港施設の一角にある整備場地区、その一棟にANA機体メンテナンスセンターがあります。ここでまず、航空機がなぜ空を飛ぶのか、

当日一緒になったところかの小学生達とお勉強。ビデオ上映やクイズで基本的なことを学びました。格納庫に移動してまず驚いたのはその広さです。巨大な航空機を整備するので、すから当然ですが、目の前に横たわる旅客機も普段感じている大きさとスケール

が違うので戸惑いました。また、格納庫は造られて10年と聞きました。整理整頓が行届いていて、感心しました。

## 青年部会●利き酒研修会

### 『焼酎いろいろ、個性さまざま』

7月定例役員会の後は恒例の「利き酒研修会」です。今回は焼酎をテーマに行いました。最近流行である焼酎にはどんな種類があるか？また、味わいはどう違うのか？試飲により勉強しました。

メーカーから講師を呼びたかったのですが、今回は準備時間がなく、私が酒屋ということで、役不足ではありましたが講師を努めさせて頂きました。

試飲用に用意した焼酎は麦・米・芋・胡麻・黒糖・泡盛の6種類で、普段あまり飲まれないような銘柄を選びました。高橋副部長に用意して頂いた「焼酎の定義や分類等の資料」を

懇親会はキリン横浜ビアビレッジのバーベキューで親睦をはかりました。

(田中 健祐)

もとに、それぞれを試飲しながら特色などを説明していくにつれ

「麦が美味しい」、「米が飲みやすい」などの意見で盛り上がりました。一番人気だったのは麦焼酎(いちこスペシャル30度)でした。機会があれば飲んでみて下さい！

試飲会の最後の方では、6月に行なった石和での移動役員研修会の様子をスクリーンで映しながら楽しい反省会もしたりと、大いに盛り上がりしました。

(青戸 紀夫)



講師もほろ酔い気分です……。

# 委員会の活動

# ACTIVITY

## ● 税制委員会

### 全国115万法人会員の総意を結集 平成18年度税制改正要望大会開催



全法連（財団法人全国法人会総連

合）主催の平成18年度税制改正要望大会は、去る9月21日、千代田区・東京国際フォーラムに於いて開催されました。

町田法人会からも八木会長をはじめ八木常任理事・税制委員長、中溝理事・税制副委員長、田島税制副委員長、田中税制委員と守屋専務理事が参加しました。

第一部・記念講演は、1時30分から慶応義塾大学商学部教授・跡田直澄氏が「今後の税・財政の行方」と題して約90分にわたり熱弁を振るわれました。

第二部・要望大会は、午後3時20分から開催されました。本年は全国の単位会から提出された4,072

名の税制改革要望に関するアンケートの調査結果が披露された後、税制改正要望の提言及び主旨説明などが朗読されました。

### 税制改革に関する提言

わが国経済は、懸命な企業努力によって、最近ようやく明るい兆しが見えてきたが、大部分の中小企業は、依然として経

営健全化のために厳しい努力を強いられている。しかるに、国および地方自治体は、危機的な財政を抱えながら更に赤字公債を増額させ、未だ行財政改革に道標を立てていない。

このような状況では、わが国経済の再生は覚束なく、企業の活力復活にも支障を来し、国民が安心して

生活できる社会基盤も崩壊することになる。いまこそ、国および地方自治体は、「聖域なき行政改革」をスローガンに終わらせることなく断行し、社会保障制度を再構築し、国民の不安を払拭すべきである。

いうまでもなく、わが国の経済活性化のために税制が果たしている役割は、極めて大きい。国は、これらの税制改革に当たっては、企業経営の実態を正しく認識し、景気回復にも配慮し、めりはりのある望ましい税制の構築を目指し、努力した者が

報われ、真面目な納税者が尊敬されるように努めるべきである。

具体的には、法人税負担を軽減し、事業承継税制を確立し、所得税の機能を重視し、地方税の合理化を図り、消費税問題の環境を整備すべきである。以上、納税意識の高揚に努めてきた法人会は、税のオピニオンリーダーを自負し、全国115万会員の総意として、提言する。

平成17年9月5日

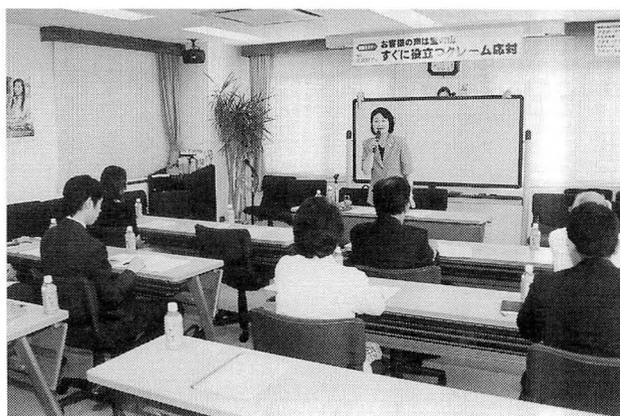
財団法人 全国法人会総連合

## 大会スローガン

- 歳出削減目標を明確にし聖域なき行財政改革の断行を！
- 厳しい経営環境を打破するためにも中小企業に配慮した税制を！
- 法人税率を引き下げ留保金課税を廃止し中小企業に活力を！
- 所得税の抜本的な見直しを行い広く薄く国民全体で負担を！
- 中小企業の重要性を認識し事業承継税制の確立を！
- 消費税率を引き上げる前に行財政改革の徹底と歳出の見直しを！
- 行財政改革を徹底し地方も行政の合理化・効率化を！
- 少子・高齢社会を踏まえ国民が安心できる社会保障制度の確立を！

## ● 研修委員会

### 『基礎から学ぶ実践セミナー』 《すぐに役立つクレーム対応》



9月15日、初めての試みで実践セミナーを開催しました。今回はクレームとその対応の仕方では信頼関係をつくるポイントを社会人・企業人の魅力づくりの第一人者である魅力学 研究家・北沢先生に講師をお願いしました。

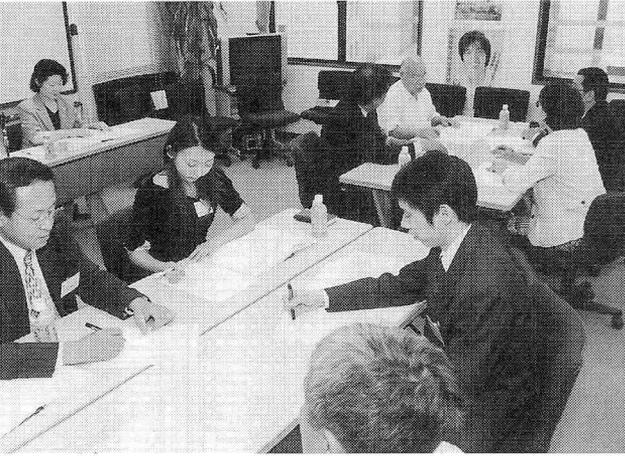
受講者は13名でしたが、受講された方からは大変参考になったと感動と喜びの声を頂きました。

(杉浦 信男)



魅力学研究家の北沢先生。

真剣に取り組んだグループディスカッション。



● 受講者の声 ●

◎「クレーム」という言葉の捉え方の違い。言葉遣いやクレーム対応力は非常に参考になりました。(28才・男性)

◎お客様の心理に入り込んだ分析、対応手法をお教えいただきあらためて参考になりました。(57才・男性)

◎日頃からの人間関係にも大変参考になるお話でした。ディスカッションでは異業種の方とコミュニケーションがとれ、得たものが多かったです。(27才・女性)

◎初期対応の重要性を再確認いたしました。(56才・男性)

# 週に1回の講習会で日頃の疑問にも対応 気軽に質問できる簿記講習会

秋の実務簿記講習会は、10月5日から9回に亘って実施しました。この講習会は、初心者向けに簿記の基礎知識の習得を目的とし、仕分から財務諸表（決算書）の作成と見方までの実務レベルで役立つ内容です。

講師には東京税理士会町田支部所属の税理士が担当され、日頃会計処理で迷ったことや疑問点の質問が気軽に Rowe れていました。

## 第34回 実務簿記講習会

10月5日から11月30日(9回)

延べ参加数61名

### 修了者名簿(6名 敬称略)

中原 理慧 NC産業(有)

黒田 和典 (有)サンエレクトロニク

峰尾佐和子 大成興産(株)

伊藤 珠代 (株)大和テクノシステムズ

小林 貴子 (有)谷合工業

原田 知栄子 (株)内藤電誠町田製作所

● 受講者の声 ●

◎簿記はまったくの初めてなので難しかった。

◎丁寧に説明して頂きました。普段使わないう言葉が出てきましたが、追々教えて貰えるとのことなので、頑張って勉強したいと思います。(初回)

◎例題の後の練習と先生の解説でよく理解できました。(2回目)

◎復習が足りないと感じました。(7回目)

◎思い出しながらもまた勉強したいと思えます。

◎難しいことをやさしく教えていただき有難うございました。

◎配布されたプリントで復習し、3級の検定に挑みたいと思っています。(最終回)



簿記講習会講師・石川先生。

# 委員会の活動 ACTIVITY

## ● 社会貢献特別委員会

### 160名参加で26万円余の募金 第6回チャリティーゴルフ大会が開催

これ以上良い天気は望めないだろうと誰もが認める絶好のゴルフ日和。法人会の第6回チャリティーゴルフ大会が、11月8日、快晴無風、気温23℃の東京国際カントリークラブで開催されました。

160名の参加者が20組ずつアウト・インそれぞれからスタートし熱戦を繰り広げました。早朝6時15分に役員が集合、第一組スタートは7時25分、40組全てがホールアウトしたのが午後4時と長い長い一日でしたが、ひとりの怪我也なく、無事に競技は終了しました。

表彰式は木目田賢市委員の進行で進められ、八木要大会会長が『回を数えて6度目になりました。各会員企業さまから多大な賞品等のご寄贈を頂き真にありがとうございます。』



東條実行委員長のご挨拶。

また、毎回皆さんからワンオンチャリティーで頂いた善意を被災地支援や青少年教育といった社会貢献に役立たせて頂いております。ご協力にあらためて厚く御礼申し上げます。』と挨拶の後、成績発表に移りました。



女性の部優勝とベストグロス賞の久保田さん。

女性の部優勝は久保田孝恵さん、男性の部優勝は中村精二さん。ベストグロス賞は高安二三雄さん、小土橋安夫さんのお二人が78で獲得されました。

最後に総評の中で東條実大会実行委員長が『ショートホールで実施されたチャリティー募金は26万円余りに達しました。多くのみなさんから善意を頂き、本当にありがとうございます。使い道は社会貢献委員会でご相談の上、有効に活用させて頂きま

第3位の細谷さん。



優勝の中村さん。



す。役員の皆さんも早朝から本当に「ご苦労様でした」と挨拶。参加者全員がたくさんのお賞品、参加賞を手に笑顔で解散しました。



法人会のブースはいつも大盛況。

## 大盛況の福祉バザー

朝から汗の噴出すような暑い9月3日、社会福祉協議会主催の福祉バザーに参加しました。

物品集めを早くから呼びかけてはいたものの、夏休みが絡んだりして値付けの段階では思う様に集まらず心配していましたが、当日の持ち込

みが相当数あり例年並みの品数になりました。

10時開始とともに食品やタオル類は完

売。かき氷も

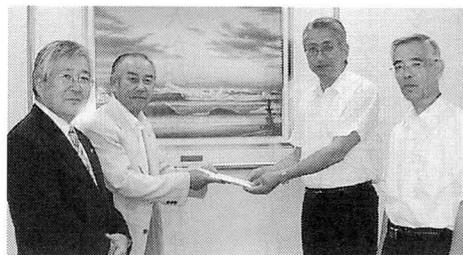
順調に売れ

184,715

円の売上げがありました。後日、八木会長と共に町田市社会福祉協議会へ寄贈して参りました。この寄付金は、思春期の子どもの達の悩み相談ホームページ（ここなび）（心のナビゲーション）のPR用のポスター製作に役立てるそうです。

物品集めや値付け、当日の販売等携わっていただいた役員の皆様には、誌面を借りて感謝申し上げます。大変お疲れ様でした。

（村松 稠敏）



## ● 広報委員会

### 『歩いてわかる新発見！取材日記』 ◇ 忠生・小山田社会科見学コース◇

忠生公園前でバスを降りたら黄金色に輝く銀杏並木。そこから忠生公園へ足を踏み入れると自然がいっぱい。自然観察園や湿生地帯、へがにやら自然館」など散歩コースには

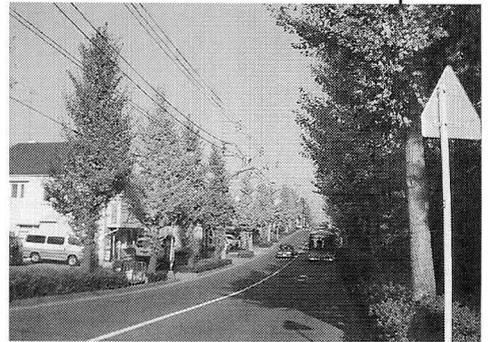


持つてこいの場所だと思いました。次に、すぐ隣の〈中日本高速道路中央研究所〉を見学することがで

きました。高速道路の新設・改修・維持・管理についての研究をしているそうです。展示物を見学し、あらためて高速道路の安全性について研究する重要性を知りました。

町田工業高校とひかり療育園の横を通り、町田市戦没者慰霊塔へ。町田の戦没者2,258名が慰霊されているそうです。忠生の住宅街に慰霊塔があったことを初めて知り全員で合掌しました。

次はリサイクル文化センターの見学です。町田市のごみの状況を聞き実際に工場内を見学しました。ごみ



の焼却で出る余熱は冷暖房・給湯用としてふれあい桜館、プール、花の家、管理・工場棟で利用され、また焼却による火力発電で生れた電気は花の家、管理・工場棟に供給し、余りは東京電力へ売電されているそうです。

最後は花の家を見学し、作業所で作られた作品を買い求めたりしました。今回の取材は、近くに在っても知らなかったところを見学でき、説明を受けることもでき文字どおり『新発見』のコースでした。

(三橋 信介)

# 会社実態に沿った経営形態への選択肢が拡がる！



## ■新会社法の概要

今回の改正内容を現行法と比較すると以下の表のとおりとなります。

	現行法	新会社法
会社形態	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社	株式会社、合資会社、合名会社、合同会社（日本版LLC）
最低資本金額	株式会社…一、〇〇〇万円以上 有限会社…三〇〇万円以上	制限なし（一円でも株式会社が作れる）
会社の機関	（基本的な形態） 株式会社…株式会社十取締役会十監査役 有限会社…社員総会十取締役会（監査役が入ることもある）	株式譲渡制限会社では、 株主総会十取締役だけで、取締役会や監査役のいない会社も可能。 （株式譲渡制限会社に該当しない中小会社は従来の株式会社と同様の機関設置が必要）
取締役の任期・員数	株式会社…三人以上、任期二年 有限会社…一人以上、任期なし	三人以上、任期二年が原則。 株式譲渡制限会社は（取締役会を設置しない場合）一人以上で、任期は最長十年まで延長可能。
監査役の任期・員数	株式会社…一人以上、任期四年 有限会社…設置は任意（設置した場合は任期なし）	一人以上、任期四年が原則。 株式譲渡制限会社は設置が任意。（設置の場合、任期は最長十年まで延長可能。）
会計参与	—	新設。株式会社に設置可能。
株主総会での決定事項	株式会社…法令、定款で定められた事項 有限会社…全ての事項	取締役会を設置しない会社は、全ての事項について決定可能。

平成十七年六月に「会社法案」が通常国会で可決成立し、平成十八年中に新しい会社法が施行される予定です。

今回の改正では、会社法制全般について抜本的な見直しが行われていますが、ここでは、中小企業にかかるといいます。

## 2 具体的な改正内容

### (1) 会社形態

新会社法では、新たに有限会社  
の設立ができなくなります。  
既に設立されている有限会社につ  
いては、新会社法施行後も有限  
会社として存続できる経過措置が  
設けられています。

このため、既存の有限会社につ  
いては、新会社法の施行後におい  
て、①有限会社として引き続き  
存続する、②株式会社に移行す  
る、のどちらかを選択することに  
なります。

また、新会社法では、新しい会  
社形態として合同会社（日本版  
LLC）を新設することができます  
こととなります。この合同会社  
では、出資者（社員）は有限責  
任であり、内部的には民法上の  
組合と同様の規律（原則として、  
出資者全員の一致で定款変更その  
他会社のあり方の決定が行われ、  
各社員が自ら会社の業務の執行に  
当たるという規律）が適用される  
会社形態であり、創業の活発化

を図ることをねらいとしています。

### (2) 最低資本金額

現行法においては、最低資本金  
額が株式会社では、〇〇〇万円、  
有限会社では三〇〇万円と定め  
られています。新会社法では株  
式会社を設立する場合、資本金  
についてその下限額についての規制  
がなくなります。

したがって、資本金が一円でも株  
式会社が設立できることになり、  
これによって、資金がなくても容  
易に会社を設立することができる  
こととなります。

### (3) 会社の機関

会社の機関には、株主総会、取  
締役（会）、監査役（会）、会計監査  
人などがあり、現行法では株式  
会社の取締役は三人以上で任期  
は二年、取締役会の設置も義務  
づけられています。新会社法で  
は取締役の設置は義務づけられて  
いますが、株式譲渡制限会社<sup>(注)</sup>  
においては、取締役会を設置しな

い場合、取締役の員数を一人、そ  
の任期を十年まで延長することが  
できることとなります。

監査役についても、取締役と同  
様の措置が講じられることにな  
ります。

（注）株式譲渡制限会社とは、  
会社が発行する株式を譲渡す  
る場合、その全てについて会社  
の承認を要することが定款で定  
められている会社のことをい  
います。

### (4) 会計参与

新会社法では、株式会社が計  
算書類の適正性を確保すること  
を目的として、任意に設置できる  
機関として会計参与が創設され  
ることとなります。

会計参与になることができるの  
は、税理士（税理士法人を含む）  
または公認会計士（監査法人を  
含む）だけです。

会計参与は、会社から独立し  
た立場から会社またはその子会社  
の取締役、執行役と共同して計  
算書類を作成・保存し、株主や  
会社債権者からの開示請求に応

じる必要があります。

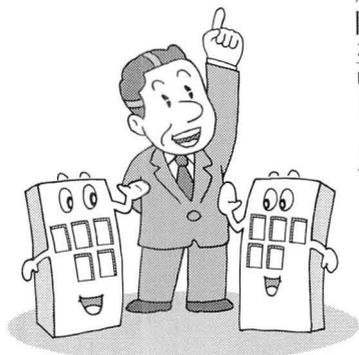
会計参与は、株主総会で選任  
され、員数に制限はありません。  
任期は原則として二年、株式讓  
渡制限会社においては定款で定め  
れば十年まで延長できます。

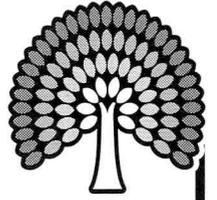
### (5) 株主総会での決定事項

現行法においては、株主総会で  
決定できる事項は、有限会社で  
は全ての事項が該当しますが、株  
式会社においては、法令、定款で  
定められた事項となっています。

しかし、新会社法では、取締  
役会を置かない株式会社について  
は、全ての事項を株主総会で決  
定できるようになります。

したがって、取締役への監督機  
能も株主総会が果たすなどその  
権限が高まります。





平成十八年度 税制改正

# 政府の基本方針決まる！

政府は、平成十八年二月十七日、平成十八年度税制改正の要綱を閣議決定しました。主な内容をお知らせします。

税目および項目	現 行	改 正 案	備 考
<所得税> ●税率構造	一〇%、二〇%、三〇%、三七%の四段階による課税 (個人住民税については、五%、一〇%、一三%の三段階による課税)	五%、一〇%、二〇%、三〇%、三三%、四〇%の六段階による課税 (個人住民税については一〇%の一段階による課税)	平成十九年分以後の所得税について適用 所得税については平成十八年分、個人住民税については平成十八年度分をもって廃止
●定率減税	所得税額の二〇%相当額(限度額二二・五万円)を所得税額から控除 (個人住民税は所得割額の七・五%を控除。限度額二万円)	廃 止	課税対象の限定、留保控除の引き上げにより中小企業にとって不可欠な内部留保の充実に支援する措置
<法人税> ●同族会社の留保金課税	(1)対象法人 同族関係者三グループで株式等五〇%超保有 (2)留保控除(左記のうち最も多い額) ①所得基準：所得等×三五% ②定額基準：一五〇〇万円 ③積立金基準：資本金×二五%—利益積立金 (3)不適用措置 ①設立後一〇年以内の中小企業 ②中小企業新事業活動促進法の経営革新計画承認企業 ③自己資本比率五〇%以下の中小企業	(1)対象法人 同族関係者一グループで株式等五〇%超保有 (2)留保控除(左記のうち最も多い額) ①所得基準：所得等×五〇%(大企業は所得等×四〇%) ②定額基準：二〇〇〇万円 ③積立金基準(同左) ④自己資本比率基準：自己資本比率三〇%到達までの額(中小企業のみ) (3)不適用措置 ①中小企業新事業活動促進法の経営革新計画承認企業	課税対象の限定、留保控除の引き上げにより中小企業にとって不可欠な内部留保の充実に支援する措置 
●役員給与の損金算入のあり方の見直し	(1)定時定額要件 一月以内の期間を単位として定期的に同一の額を支給する役員給与を損金算入 (2)実質一人会社の社長報酬の損金算入 オナー社長報酬につき、法人段階で損金算入、個人段階で給与所得控除が利用可能	(1)定時定額要件の緩和 あらかじめの定めに基づいて確定額を支給する役員給与を損金算入 (2)実質一人会社(※)の役員報酬の損金不算入 オナー社長報酬につき、給与所得控除分を法人段階で損金不算入	(※)同族関係者で株式の九〇%以上を保有し、常務に従事する役員は過半を占める会社 (※)適用除外 ①所得(課税所得とオナー社長報酬の合計額)が八〇〇万円以下の場合 ②所得三〇〇〇万円以下で、社長報酬の占める比率が二/一以下の場合

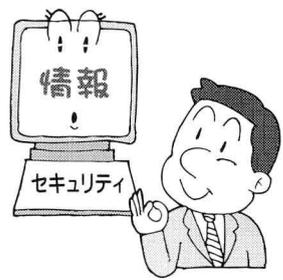
●中小企業者等の少額減価償却資産特例の延長

資本金一億円以下の中小企業者が三〇万円未満の減価償却資産を取得した場合、全額損金算入が可能

上記の特例について二年間延長適用。ただし、損金算入の上限を三〇〇万円（現行は上限無）に引き下げ

この規定は平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの措置

●産業競争力のための情報基盤強化税制の創設



情報セキュリティ強化と国際競争力強化の観点から、高度な情報セキュリティが確保された情報システム投資を促進し、情報基盤を強化するための税制上の措置（税額控除一〇%または特別償却五〇%の選択適用）

（対象投資の内容）

- ①OS※およびこれと同時に設置されたサーバー
- ②データベース管理ソフトウェア※およびこれと同時に設置されるアプリケーションソフトウェア
- ③ファイアーウォール※

（※ISO/IEC15408に基づいて評価・認証されたもの）

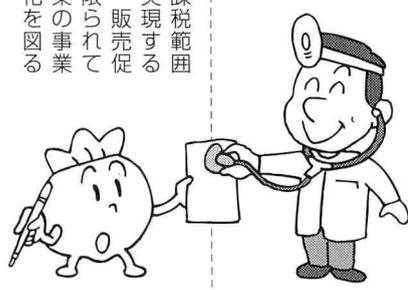
●交際費の損金算入の特例の延長および課税の範囲の明確化

資本金一億円以下に限って認められている損金算入特例がある  
（損金算入限度額計算式）  
定額控除額（四〇〇万円）×九〇%

上記の特例が二年間延長されるとともに交際費の課税上の範囲の明確化を計る措置が講じられることになった。

具体的には  
「実務上、一人当たり三千元が交際費と会議費等の区分の目安とされていたが、交際費とは別に一人当たり五千元以下の飲食費（役員員の飲食費を除く）について損金算入を認めることを明確化する。」

特例延長と課税範囲の明確化が実現することにより、販売促進の手段が限られている中小企業の事業活動の円滑化を図る措置



〈相続税制〉

●事業承継の円滑化に資する税制の整備

物納不適格財産の基準が不明確、手続きに長期間を要す等の問題があった  
（取引相場のない株式の物納不適当要件）  
・譲渡に関して定款に制限がある場合  
・売却できる見込みがない場合

物納不適格財産の基準が法令で限定・明確化・手続きの迅速化等が図られる  
（取引相場のない株式の物納不適当要件）  
・法令で限定的に規定（取引相場のない株式に特有のものとしては譲渡制限株式のみ）

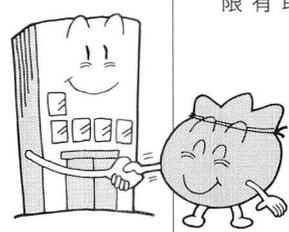
許可基準の緩和等の手続きの改善により自社株式の物納が増加し、中小企業の事業承継の円滑化に資するための措置

〈土地・住宅税制〉

●登録免許税

・土地売買による所有権の移転登記  
一〇〇/一〇〇〇  
・土地所有権の信託の登記  
四/一〇〇〇

同上  
同上  
同上  
二/一〇〇〇



この規定は平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの措置

# 町田税務署からののお知らせ ● 確定申告特集

## 『ぽっぽ町田』に設置します。

所得税・個人消費税・贈与税の申告書の作成・提出会場を

### 期間

平成18年2月1日(水)から平成18年3月15日(水)までの平日(月～金)

平成18年2月19日及び26日の日曜日

※土曜日・祝日及び右記以外の日曜日は、行っておりませんので、ご注意ください。

### 受付時間

午前9時から11時30分、午後1時から4時

※混雑時は早めに締め切る場合がありますので、ご了承ください。

### 所在地

町田市原町田4・10・20 (JR町田駅北口・小田急町田駅東口から徒歩5分)

※有料駐車場があります。

町田税務署の庁舎では、

○上記の期間中、申告書の作成会場は設置してありません。

○土曜日・日曜日及び祝日は、執務を行っておりません。

※町田税務署の駐車場は利用できません。車での来署は、遠慮ください。

◎所得税及び消費税の申告書の作成は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すると簡単・便利です!

◎また、この「確定申告書等作成コーナー」は株式等売却された方の申告書の作成にもご利用いただけます。

### 『ぽっぽ町田』案内図



### 問い合わせ先

町田税務署

042・728・7211(代表)

国税庁ホームページアドレス

<http://www.nta.go.jp>



# 町田法人会会員の皆様へ

御社の社員の皆様への確定申告情報提供のお願い  
～申告書の作成もできる国税庁ホームページのご案内～

<http://www.nta.go.jp>

国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>)  
には、「確定申告特集ページ」が開設されてお  
りますが、その中の「広報ページ」に給与所得者  
の皆様へのお知らせが掲載されております。最  
近は会社員の方でも確定申告をする方が増えて  
おり、そのような方に、申告書の作成もできる  
国税庁ホームページのご案内をするものとなっ  
ております。御社の社員の皆様に次のような方  
法で情報提供していただくようご協力をお願い

いたします。

- ①国税庁ホームページのトップページにある「確定申告特集ページ」のバナーをクリック
- ②「広報ページ」をクリック
- ③給与所得者の皆様へのお知らせをダウンロード（7種類のデータの中からお選びください。）
- ④回覧、配付、メール配信、電子掲示板への掲載などの方法により、社員の皆様に情報提供

ご希望の方に、左上の確定申告 PR 用ポスターを差し上げます。（お一人様1点限り）  
無くなり次第、終了します。お問合せ／町田法人会 042-726-2453

## 編集 from the editors 後記

先日、「団地に住むお年寄りのゴミ  
出しを、近所の小学生が登校時に手  
けている」という内容の番組が放送  
されていました。

週に一度のゴミ出しを何年も続けて  
いるとのこと「偉いなあ」と見てい  
ましたが、子ども達は、週に一回、僅  
かな量しか運ばないのに、お年寄りの  
方の感謝のされ方に驚きを感じたそ  
うです。

しかし、触れ合いを続ける中で、会  
話から、加齢による衰えや足腰の痛み、  
あるいはペースメーカーを装着してい  
るなど、自分たちには簡単なことが、  
お年寄りにはかなりの負担であると  
気づいたことで長く続けてきたと言っ  
ていました。

高度成長期にできた団地、当時は住  
む人が皆元気でした。その人達も年老  
い、エレベーターも無い住みにくい団  
地となりました。

私もその年齢に近づいてきましたの  
でいろいろ考えさせられました。子  
ども達の親切に救われた思いを抱いた  
番組でした。

（豊田）

発行人●(社)町田法人会 会長 八木 要 編集人●(社)町田法人会 広報委員会  
東京都町田市森野1丁目9番20号 第二矢沢ビル4階 TEL: 042(726)2453 FAX: 042(724)5853  
町田法人会ホームページ <http://www.hojinkai-machida.or.jp>  
Eメール official@hojinkai-machida.jp

東法連・都内法人会の会員専用ページ ユーザー名: tohoren パスワード: 0771  
本紙掲載の記事、写真の無断掲載を禁じます。

# 歩いてわかる新発見<sup>14</sup>

町田にこんなところ、あったの？



## 忠生・小山田コース

【2km・2時間】

**スタート**

町田バスセンター3番乗り場  
下山崎行または小山田桜台行

- 忠生公園前
- 忠生公園自然観察園
- 忠生がにやら自然館
- 中日本高速道路中央研究所
- 町田工業高校
- ひかり療育園
- 授産センター
- 町田市戦没者慰霊塔
- 大賀藕絲館
- 町田リサイクル文化センター
- 花の家



町田リサイクル文化センター

大賀藕絲館

花の家

**ゴール**

町田の戦没者2258名が  
慰霊されているそうです。



重いハンディを持つ  
人たちが草花の  
栽培、陶芸などの  
作業をしています。

町田街道

町田市戦没者慰霊塔

馬馬丘

ひかり療育園

授産センター

町田工業高校

中日本高速道路中央研究所

**スタート**

忠生公園前

**ゴール**

花の家



「がにやら」は「カニの棲む谷戸」とい  
う地元での呼び名からきています。

自然に恵まれた公園で、自然資源を活  
かした観察会や体験学習ができます。

